

免責って何?

損害通知の遅れや通常の管理および操作ならびに損害防止の義務に怠りががあった場合等は、下表の基準によりお支払いする共済金の一部または全部を削減することです。

項目区分	免責対象項目および事項	免責割合
1 事故発生通知遅延	3ヶ月以上6ヶ月未満の間通知が遅延した場合	20%
	6ヶ月以上12ヶ月未満の間通知が遅延した場合	30%
	12ヶ月以上の間通知が遅延した場合	100%
	事故発生通知時において、すでに損害箇所が復旧され損害評価が行えない場合	100%
2 消耗部品のみに生じた損害	油圧オイル、ベルト類、電球、電気配線、ヒューズ、点火プラグ、ワイヤー類、パイプ、ホース類、こぎ歯	100%
3 消耗部品に準じる部品に生じた損害	刈刃(自然消耗によらない場合)	70%
	刈刃(自然消耗による場合)	100%
	タイヤ、クローラ(自然消耗によらない場合)	70%
	タイヤ、クローラ(自然消耗による場合)	100%
4 通常すべき点検整備・保守管理・操作等を行わなかった場合	整備点検不良に起因する事故	20%
	火気の近接によって生じた事故	30%
	エンジン稼働中または停止直後の帯熱中における燃料補給によって生じた事故	30%
	飛び降り、飛び乗り運転および無人での走行による事故	70%
	故意もしくは重大な過失または法令違反を伴う事故	100%
5 事故形態	出庫・格納作業中に起きた事故	10%
	施錠を忘れていた格納場所内で起きた事故(盗難事故含む) ※ただし自然災害を除く	10%
	移動中または積載作業中に起きた事故	30%
	加入申込書または引受内容等変更申請書記載の格納場所以外で起きた事故(盗難事故含む)	20%
	加入申込書または引受内容等変更申請書記載の格納場所以外に放置して起きた事故(盗難事故含む) ^{*1}	50%
	格納場所の要件を満たさない場所で起きた事故(盗難事故含む)	50%
	上記以外の原因による稼働中の事故	10%
6 事故回数	同一責任期間内に同一農機具の事故回数が2回目の事故	10%
	同一責任期間内に同一農機具の事故回数が3回目の事故	30%
	同一責任期間内に同一農機具の事故回数が4回目以降の事故	50%

*1 格納場所以外に放置とは、格納場所以外の同じ場所に24時間以上そのままにしておくことをいう。

① 複数の項目に該当する場合は、4および5の各項目の中で最も高い免責割合に、1・2・3・6の免責割合を加算します。

② 格納場所とは、屋根および側面の五面が外壁等で囲まれており施錠できることをいう。

③ 免責額は、損害額×免責割合とします。

金融商品販売法に係る重要事項

農機具共済制度は、行政庁の指導・監督のもと、共済金の確実な支払ができる仕組みをとっておりますが、次のような場合には、共済金の全額または一部が支払われないこと、または共済関係を解除することがあります。

- (1) 通常すべき管理および操作、その他損害防止を怠った場合および損害防止について組合の指示に従わなかった場合
- (2) 加入申込みの際等に、重大な過失等により不実の通知をした場合
- (3) 正當な理由がなく、払込期限までに掛金の払込みを遅滞した場合
- (4) 被害発生時に組合への通知を怠り、また、重大な過失等により不実の通知をした場合

また、組合の財政状況によっては、共済金としてお支払いする金額が削減されることがあります。

※ご加入される方は、この重要事項をご了承いただいたうえ、加入申込書をご提出ください。



農機具共済

三重県の農業者のみなさんへ



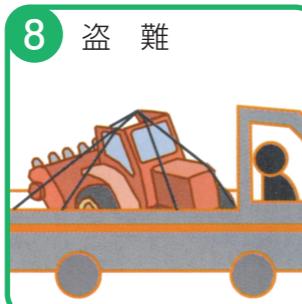
NOSAI の農機具損害共済

農機具は農業経営の大切なパートナー



共済金をお支払いする事故は

※注意:故障および消耗品のみによる
損害は支払われません。



新調達価額までのご加入をおすすめします

加入できる農機具は

以下の機種がご加入いただけます。(中古購入のものを除く)

種類	機種
乗用トラクタ	乗用型トラクタ
収穫調整用機具	自脱型コンバイン、普通コンバイン
栽培管理用機具	乗用型田植機
乗用管理機具	乗用管理機(薬剤散布用) ※一体型に限る
耕運整地用機具	ロータリー・ハロー・プラウ・溝掘機・あぜ塗機
葉剤等噴霧用機具	ブームスプレーヤ

(注) 新規購入後14年を経過した農機具は加入できません。

共済金額(補償金額)は

農機具1台ごとに、**10万円~2,000万円** の範囲で新調達価額(再取得価額)まで補償します。

契約期間は

掛金の払込みを受けた日の午後4時から1年間となります。

掛金は

加入共済金額100万円で、5,000円の掛金です。(1万円当たり50円)

自動継続特約付で

加入内容の変更等がない場合は、新規購入後14年を経過するまで自動継続します。

共済金のお支払いは

$$\text{共済金} = (\text{損害額} - \text{免責額}) \times \frac{\text{加入共済金額}}{\text{新調達価額}}$$

注:①損害額が10万円以上を対象とします。

②事故発生通知が遅れた場合や運転者等の過失に応じて免責があります。

修理済証明書または再購入済証明書をご提出いただいからのお支払いとなります。

加入の比較 -新調達価額が500万円のトラクタの場合-

	Aさん	Bさん	Cさん
加入共済金額	500万円 掛金25,000円	200万円 掛金10,000円	加入していない
事故	事故発生!! 損害額が50万円		
共済金	50万円× ^{500万円} / _{500万円} 50万円 (加入割合100%)	50万円× ^{200万円} / _{500万円} 20万円 (加入割合40%)	自己負担で修理

●事故発生後、1年内に修理または買い替えることが共済金支払の条件です。復旧しないときは、時価損害額をもとに計算し共済金としてお支払いします。



お支払いできない事故等があります

- ◆損害額(修理費用)が10万円未満の場合
- ◆農作業以外の使用目的の事故
- ◆地震・噴火・津波

- ◆凍結により生じた損害
- ◆加入物件の摩滅、腐食、さび、その他自然消耗
- ◆故障(偶然な外因の事故に直接起因しないとき)